

要措置区域台帳

横浜市

整理番号	整-22-10	指定年月日・指定番号	平成23年1月25日・指-26	所在地	横浜市泉区下飯田町字林847番及び857番1の各一部、857番12並びに857番14の一部	
調製・訂正年月日	平成23年1月25日調製(新規指定)、平成24年10月30日訂正(措置中間報告1回目)、平成25年3月27日訂正(措置中間報告2回目)、平成25年9月18日訂正(措置中間報告3回目)、平成26年2月26日訂正(措置中間報告4回目)、平成26年9月5日訂正(措置中間報告5回目)、平成27年9月17日訂正(措置中間報告6回目)、平成28年9月1日訂正(措置中間報告7回目)、平成30年1月17日訂正(措置中間報告8回目)、平成30年9月14日訂正(措置中間報告9回目)、令和元年9月27日訂正(措置中間報告10回目)、令和2年10月5日訂正(措置中間報告11回目)、令和3年8月31日訂正(措置中間報告12回目)、令和4年8月25日訂正(措置中間報告13回目)、令和5年9月6日訂正(措置中間報告14回目)					
要措置区域の概況	工場敷地	面積	1,115.8㎡			
地下水汚染の有無(土壌溶出量基準不適合の場合)	(有) ・ 無					
法第14条第3項の規定に基づき指定された要措置区域にあつては、その旨	/					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された要措置区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	/					
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された要措置区域にあつては、その旨及び当該省略の理由	/					
要措置区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	平成22年12月20日	テトラクロロエチレン		含有量基準 溶出量基準 第二溶出量基準		ケミカルグラウト株式会社
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	平成24年8月30日 (平成23年6月12日)	平成23年11月18日	地下水汚染拡大防止用 揚水施設設置に伴う掘削	株式会社 湘南ワイパーサプライ	有・無	/
					有・無	
					有・無	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「要措置区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。